

5/4  
2/16  
7

## 県の休業要請協力金申請

# 3日で1000件迫る

新型コロナウイルス感染  
拡大を受けた県の休業要請

に対する協力金について、事業者からの申請は一日三日の間で千件に迫る勢いとなっている。協力金への問い合わせも休業要請の発表のあった四月二十三日からの十一日間で四千六百件に上り、各事業者の関心の高さが表れている。

休業要請は原則四月二十五日～五月六日で、バーやパチンコ店など最大六千七百施設が対象。要請に応じた中小企業に五十万円、個人事業主に二十万円を支給する。飲食店は休業要請の対象外だが、営業時間を午前五時～午後八時（酒類の提供は午後七時まで）に短縮した中小に二十五万円、個人に十万円を支給する。

県は四月二十日、ホームページ（HP）に申請書類を掲載した。同日から郵送のみで申請を受け付け、五月一日に百六十七件、二日に五百三十五件、三日に二百二件が寄せられた。県は職員四十人ほどで審査し、書類の不足や不備をチェック。問題があれば、電話で提出者に内容を確認している。

県産業労働部の小浦克之副部長は「細かいミスは県の方で修正し、なるべく再提出にならないようにしている。速やかに給付したい」と説明。大型連休後も申請が相次ぐとみる。県は、五月中旬からの協力金支給を目指している。

ただ申請の中には、一部で対象外の業種が確認されている。業種によっては床

面積が百平方メートル以下の場合、感染防止対策を講じた上で営業できるものの、協力金の申請が出ているケースも見られた。いずれも県が支給できない理由を説明したという。

県の相談窓口寄せられた問い合わせは、休業要請の発表翌日に当たる四月二十四日に最多の八百七十七件を記録。以降は百～四百件で推移し、協力金の申請が始まった三十日に再び八百件を超えた。その後は落ち着き、五月三日も百八十六件だった。（山本洋児）

休業要請に伴う  
総合相談窓口

県緊急事態措置  
コールセンター  
専用ダイヤル

0776(20)0766